

碧南市防災会議の傍聴ルールについて

1 傍聴人の定員及び受付

会議を傍聴する人の定員は3名とします。

傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

また、会議を傍聴する人は、会議の開始5分前までに会議室に入室してください。

2 傍聴できない人

- (1) 酒気を帯びていると認められる人
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている人
- (3) 銃器その他危険な物を保持している人
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている人
- (5) その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる人

3 傍聴人の守るべき事項

- (1) 静粛に傍聴してください。また、一切の発言はできません。
- (2) 会議の開会後から閉会まで入退室はできません。やむを得ない場合は、会議の進行に支障のないよう配慮して入退室してください。
- (3) 傍聴席を離れること又は他人に迷惑となる行為はしないでください。
- (4) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に会長の許可を得た場合を除きます。
- (5) 携帯電話等無線機器は使用できません。携帯電話は電話を切るか、マナーモードに設定してください。
- (6) 飲食又は喫煙はできません。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないでください。

なお、傍聴している人は、議長が会議を非公開としたとき、又は会議が終了したときは、速やかに退室してください。また、傍聴している人が、上記「傍聴人の守るべき事項」を遵守しないときは、退室していただきます。